

一般社団法人 日本細胞生物学会 規程

委員会に関する規程

平成 26 年 10 月 25 日制定

平成 29 年 5 月 13 日改訂（第 3 条追加）

第 1 条 本規程では、一般社団法人日本細胞生物学会（以下「本法人」という）細則第 19 条の規定により、委員会に関する事項を定める。

第 2 条 委員は以下の要領で選出するものとする。

(1) 編集委員長

会長より委嘱される。

(2) 常任編集委員および編集委員

半数は理事による投票（10 名連記）により正会員の中から選出され、半数は編集委員長により委嘱される。任命は会長が行う。

(3) 幹事

庶務幹事 2 名および会計幹事 1 名は、会長により委嘱される。

(4) 研究助成推薦委員

会長より委嘱される。ただし、3 名のうち 1 名は会長が兼務し、委員長となる。

(5) 論文賞選考委員

編集委員長を論文賞選考委員長とし、理事を論文賞選考委員とする。

(6) 若手最優秀発表賞選考委員

委員は会長より委嘱される。委員長は委員の互選により選出される。

(7) 大会長

理事会が推薦し、代議員会の承認をうける。

(8) 選挙管理委員長

会長より委嘱される。

(9) その他委員

理事会の決議により設置された委員会について、委員長は会長より委嘱される。

第 3 条 委員の任期は次の通りである。委員は兼任することができる。また、委員の再任は妨げないが、選挙管理委員長は連続 2 期を限度とする。

(1) 編集委員長 選任翌年の 1 月 1 日から 2 年間

(2) 常任編集委員および編集委員 選任翌年の 1 月 1 日から 2 年間

(3) 幹事 委嘱後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時まで

(4) 研究助成推薦委員 委嘱後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時まで

(5) 論文賞選考委員 編集委員長または理事の任期満了の時まで

(6) 若手最優秀発表賞選考委員 大会開催前年度の 1 月 1 日から 1 年間

(7) 大会長 大会開催前年度の 4 月から 2 年間

(8) 選挙管理委員長 委嘱後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時まで

第 4 条 本規程を変更する場合は理事会の承認を得なければならない。

論文賞規程

平成 26 年 10 月 25 日制定

- 第 1 条 一般社団法人日本細胞生物学会は、細胞生物学の振興と学会機関誌 Cell Structure and Function (以下 CSF と略す) の発展のため、日本細胞生物学会論文賞 (CSF Award) を設け、本規程によって授賞する。
- 第 2 条 本賞は賞状および賞金とする。
- 第 3 条 本賞は CSF に掲載された原著論文中前年の実績を審査し、学術上最も優れた論文 1 篇に対し授賞する。その筆頭著者を受賞者とする。
- 第 4 条 授賞論文の選考および決定は、選考委員会で行う。
- 2 選考委員長は、編集委員および代議員に推薦を依頼する。
 - 3 選考委員長は、編集委員および代議員より推薦された論文について、編集委員に審査を依頼する。
 - 4 選考委員会は、編集委員による審査結果に基づき、授賞論文の選考および決定を行う。
 - 5 選考委員長は、選考経過報告書を作成し、会長に報告する。
- 第 5 条 本賞を授賞すべき適当な論文がない場合には、その年度は授賞しない。
- 第 6 条 本賞の授賞は大会時に行う。
- 第 7 条 本規程を変更する場合は理事会の承認を得なければならない。

個人情報取扱規程

平成 26 年 10 月 25 日制定

- 第 1 条 本規程では、一般社団法人日本細胞生物学会 (以下「本法人」という) が本法人の運営のために収集した会員の個人情報の取扱について定める。
- 第 2 条 本法人会員の個人情報は、会の運営並びに会員相互の研究上の連絡に必要な場合にのみ必要な会員に開示する。開示をうけた会員は上記以外の目的のために個人情報を使用してはならない。
- 第 3 条 本法人会長は本法人の収集したすべての個人情報を第 2 条の規程のもと知ることができる。理事は個人情報のうち、会員の氏名、所属先、所属先住所、電子メールアドレス、電話番号および会費の入金状況を第 2 条の規程のもと知ることができる。それ以外の会員は会員の氏名、所属先機関名を第 2 条の規程のもと知ることができる。
- 第 4 条 開示を受けた個人情報は会員外に開示および譲渡することを禁ずる。役職を退いたのちは在職期間中に知り得た個人情報は破棄しなければならない。
- 第 5 条 役職者 (定款および細則に定めるところの役員および委員) の氏名、役職、所属先は、会誌上、および本法人ホームページ上に開示される。また会誌への投稿掲載者の氏名、所属先、所属先住所は会誌上およびオンラインジャーナル上に開示される。
- 第 6 条 本法人会員の個人情報を羅列した名簿は、役員選挙のために作成するのであって、氏名、所

属先を掲載する。会員は名簿を第三者に譲渡してはならず、紛失等に充分注意しなければならない。会員名簿は会の運営のためにのみ使用することができる。

第7条 以上の規程にかかわらず、公共の利益・会員の生命の保護および法令にもとづき第三者に会員の個人情報を開示することがある。

第8条 本規程は代議員会の議により改訂することができる。ただし法令に反する規程を制定することはできない。

名誉会員およびシニア会員に関する規程

平成 26 年 10 月 25 日制定

平成 29 年 5 月 13 日改訂（第 3 条改訂）

第 1 条 本規程では、一般社団法人日本細胞生物学会（以下「本法人」という）細則第 4 条および第 3 条 3 項の規定により、名誉会員およびシニア会員の決定に必要な事項を定める。

第 2 条 本法人は、細則第 4 条に定めるところにより、次の要領にしたがって名誉会員を推薦する。

- (1) 名誉会員は本法人の育成と細胞生物学の進歩に著しい功績のあった人で、本法人の正会員によって推薦される。
- (2) 名誉会員は本法人より名誉会員記を受け、正会員の待遇を受ける。会費は承認された翌年度より納付を要しない。また、大会と懇親会には無料で出席ができる。
- (3) 名誉会員候補者を推薦するときは、正会員は所定の書面で会長に申し出なければならない。
- (4) 会長は推薦された候補者を適当と判断したときは、理事会に提案し、理事会はこれを審議する。
- (5) 理事会において適当と認められたとき、名誉会員を決定する。

第 3 条 本法人は、細則第 3 条 3 に定めるところにより、次の要領にしたがってシニア会員を承認する。

- (1) シニア会員の申請を行える者は以下の条件を満たした者である。
 - a. 本学会に継続して 15 年間以上在会している。
 - b. 申請時に満 65 歳以上で、本学会の代議員（または旧任意団体の評議員）を経験している。
- (2) シニア会員の申請を行う者は、候補者本人が所定の書面で学会事務局に申し出なければならない。
- (3) 学会事務局はシニア会員の申請書を受領したときは、会長に申請書を提出する。
- (4) 会長が適当と認めたとき、シニア会員を決定する。
- (5) シニア会員は正会員の待遇を受ける。会費は承認された翌年度より 4,000 円とする。

第 4 条 本規程を変更する場合は理事会の承認を得なければならない。